

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成25年2月13日
【四半期会計期間】	第141期第3四半期(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日)
【会社名】	天龍木材株式会社
【英訳名】	TENRYU LUMBER CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大 木 洋
【本店の所在の場所】	静岡県浜松市東区材木町38番地
【電話番号】	053 (421) 1188 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 鈴 木 邦 利
【最寄りの連絡場所】	静岡県浜松市東区材木町38番地
【電話番号】	053 (421) 1188 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 鈴 木 邦 利
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号) 天龍木材株式会社 東京支店 (東京都江東区三好三丁目2番14号) 天龍木材株式会社 名古屋支店 (愛知県弥富市楠一丁目60番地)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第140期 第 3 四半期 連結累計期間	第141期 第 3 四半期 連結累計期間	第140期
会計期間	自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年12月31日	自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年12月31日	自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日
売上高 (千円)	11,571,919	12,272,546	16,018,793
経常利益 (千円)	97,106	46,805	88,486
四半期(当期)純利益 (千円)	173,306	51,242	123,599
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	152,591	54,311	118,485
純資産額 (千円)	539,097	560,429	504,924
総資産額 (千円)	13,231,982	13,787,054	14,050,891
1 株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	19.41	5.75	13.85
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	5.01	1.40	3.58
自己資本比率 (%)	4.07	4.06	3.59

回次	第140期 第 3 四半期 連結会計期間	第141期 第 3 四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成23年10月 1 日 至 平成23年12月31日	自 平成24年10月 1 日 至 平成24年12月31日
1 株当たり四半期純利益金額 (円)	13.70	0.12

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第 3 四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

（建材事業）

当第 3 四半期連結会計期間において、持分法適用関連会社でありましたプライムトラス(株)は、保有株式の全部を売却したことに伴い持分法適用の範囲から除外しております。

この結果、平成24年12月31日現在では、当社グループは、当社及び子会社 3 社により構成されることになりました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の復興需要を背景として企業収益や個人消費が持ち直すなど、緩やかな回復基調にあります。欧州債務問題と中国経済の減速が懸念されており、景気の先行き不透明感は依然として払拭されないまま推移しております。

住宅関連業界におきましては、住宅取得促進策の効果や復興関連需要等により、新設住宅着工戸数は68万3千戸(前年同四半期比6.5%増加)となり、持ち直しの動きが見られるものの、デフレ経済の中で価格競争は依然として厳しい状況で推移しております。

このような事業環境のもと、当社グループは、「3ヶ年経営計画～チャレンジ450～」の最終年度として、更なる収益性並びに財務体質の改善のための諸施策に取り組みました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は12,272,546千円(前年同四半期比6.1%増加)となりました。損益面では、競争激化による利益率の低下等もあり、営業利益208,634千円(前年同四半期比19.1%減少)、経常利益46,805千円(前年同四半期比51.8%減少)となりました。また、東日本大震災により被災した当社石巻支店の施設・設備の復旧整備に要する経費について、補助金収入89,260千円を特別利益に計上するとともに、固定資産圧縮損76,024千円を特別損失に計上したこと、持分法適用関連会社でありましたプライムトラス(株)の株式売却による関係会社株式売却益4,700千円を特別利益に計上したこと等から、四半期純利益は51,242千円(前年同四半期比70.4%減少)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

・ 木材事業

木材事業につきましては、石巻支店製材工場の操業再開により営業活動が本格化したこと等から、売上高が前年同四半期に比べ増加しました。この結果、売上高は、9,651,447千円(前年同四半期比7.3%増加)、セグメント利益(営業利益)は、241,316千円(前年同四半期比17.3%減少)となりました。

- ・ 建材事業

建材事業につきましては、営業体制の見直しによる商物品等の売上増加等から、売上高が前年同四半期に比べ増加しましたが、価格競争の激化等から業績が伸び悩みました。この結果、売上高は、1,860,701千円（前年同四半期比4.3%増加）、セグメント損失（営業損失）72,224千円（前年同四半期はセグメント損失（営業損失）44,341千円）となりました。

- ・ その他

プレカット事業につきましては、地域密着の営業活動により付加価値の高い受注を確保するとともにコスト削減に努めました。中小工務店からの受注物件が第4四半期以降にずれ込んだことにより売上高が前年同四半期に比べ減少しましたが、売上総利益率の改善により売上総利益は増加しました。また、不動産賃貸事業は、平成23年10月に天龍東京ビル（テナントビル）を売却したことにより、不動産賃貸収入が前年同四半期に比べ減少しました。この結果、売上高は、760,398千円（前年同四半期比4.5%減少）、セグメント利益（営業利益）は、39,541千円（前年同四半期比274.7%増加）となりました。

（２）財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の資産については、前連結会計年度末に比べ263,837千円減少し13,787,054千円となりました。この主な要因は、たな卸資産が188,774千円及び石巻支店の施設・設備の復旧等により建物及び構築物が38,686千円増加した一方で、受取手形及び売掛金が109,187千円、前渡金が75,033千円及び関係会社株式の売却等により投資有価証券が206,658千円減少したこと等によるものであります。

負債については、前連結会計年度末に比べ319,342千円減少し13,226,624千円となりました。この主な要因は、短期及び長期借入金が434,927千円増加した一方で、支払手形及び買掛金が666,281千円減少したこと等によるものであります。

純資産については、前連結会計年度末に比べ55,504千円増加し560,429千円となりました。この主な要因は、四半期純利益51,242千円を計上したこと等によるものであります。

（３）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

（４）研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は4,954千円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

（５）従業員数

当第3四半期連結累計期間において、連結会社及び提出会社の従業員数の著しい増減はありません。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第3四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売実績の著しい変動はありません。

(7) 主要な設備

前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第3四半期連結累計期間に著しい変更があったものは、次のとおりであります。

新設

提出会社の石巻支店（木材事業）における事務所及び工場の施設・設備については、製材工場の修復工事、製品倉庫の新設及び生産設備の設置は平成24年4月に、事務所の新設は平成24年7月にそれぞれ完了しました。

(8) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループとしては、平成22年4月からスタートした「3ヶ年経営計画～チャレンジ450～」の諸施策を確実に実行することが最優先課題であると考えております。そのために、事業部門ごとに事業革新を織り込み営業力強化や新商品の投入による営業競争力の強化により収益力のアップを図るとともに、工場の生産性改善を図ることにより、利益計画の達成を目指して取り組んでおります。また、財務面においては、資産売却等で有利子負債の削減を図り、財務内容の健全性を図っております。

有利子負債の削減につきましては、「3ヶ年経営計画～チャレンジ450～」の諸施策を実行し、利益計画を確実に実行するとともに、資産売却等で有利子負債の削減を図り、財務体質の改善を図ってまいります。

繰越損失の解消につきましては、「3ヶ年経営計画～チャレンジ450～」の諸施策を実行することにより、持続的な収益体質の向上を図り、出来る限り早い時期に解消いたしたいと考えております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	27,233,810
第1種優先株式	4,000,000
計	31,233,810

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	9,111,190	9,111,190	名古屋証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は1,000株であります。
第1種優先株式	4,000,000	4,000,000	非上場	単元株式数は1,000株であります。(注)
計	13,111,190	13,111,190	—	—

- (注) 1 第1種優先株式は、現物出資(借入金の株式化 2,000,000千円)によって発行されたものであります。
2 第1種優先株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式よりも優先させるため、法令に定める場合を除き、議決権を有していません。
3 第1種優先株式は、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはしていません。
4 第1種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(1)優先配当金

第1種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、毎事業年度末の最終の株主名簿に記載または記録された第1種優先株式を有する株主（以下「第1種優先株主」という。）または第1種優先株式の登録株式質権者（以下「第1種優先登録株式質権者」という。）に対し、毎事業年度末の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1種優先株式1株につき下記に定める額の剰余金の配当（以下「第1種優先配当金」という。）を支払う。

第1種優先配当金の額

第1種優先配当金の額は、第1種優先株式の発行価額（500円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下「第1種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。第1種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が50円を超える場合は、第1種優先配当金の額は50円とする。

各事業年度の第1種優先配当年率は、当該事業年度の前事業年度に属する配当年率決定日（下記に定義される。）における日本円TIBOR（6ヶ月物）の値に基づき、下記算式により計算される年率とする。

第1種優先配当年率 = 日本円TIBOR（6ヶ月物） + 0.5%

第1種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率決定日」は、平成17年3月31日及び、以降毎年3月31日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）とする。

「日本円TIBOR（6ヶ月物）」とは、各配当年率決定日において、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。

各配当年率決定日に日本円TIBOR（6ヶ月物）が公表されない場合、同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 6ヶ月物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（6ヶ月物）に代えて用いるものとする。

非累積条項

ある事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたり剰余金の配当の額が上記に定める第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき500円を支払う。

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

第1種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 株式の併合または分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割を行わない。

当社は、第1種優先株主に対し、新株引受権または新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(5) 取得請求権に関する定め

第1種優先株式の償還請求権

第1種優先株主は、平成37年10月1日以降、毎年10月1日から10月31日までの期間（以下「償還請求可能期間」という。）において、前事業年度における分配可能額の2分の1に相当する額から、当社が、当該償還請求がなされた事業年度において、第1種優先株式の任意買入または強制償還を既に行ったか、行う決定を行った分の価額の合計額を控除した額を限度として、第1種優先株式の全部または一部を償還するように請求することができ、当社は、償還請求可能期間満了の日から1ヵ月以内に法令の定めに従って償還手続を行うものとする。

前記限度額を超えて第1種優先株主からの償還請求があった場合、償還の順位を、償還請求可能期間経過後において実施する抽選の方法により決定し、前記限度額の範囲内において償還するものとする。

償還価額は、第1種優先株式1株につき、500円とする。

普通株式への転換予約権

第1種優先株主は、第1種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定めた下記イの転換を請

求し得べき期間中、当該決議で定めた下記（ロ）の条件にて、当社が第1種優先株式を取得するのと引換えに、当社の普通株式を交付するよう請求することができる。

転換による普通株式の取得の条件および取得請求可能期間

イ転換を請求し得べき期間

平成27年10月1日から平成37年9月30日までとする。

ロ転換の条件

第1種優先株式は、1株につき下記（イ）乃至（ハ）に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。

（イ）当初転換価額

当初転換価額は、平成27年10月1日の株式会社名古屋証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）に相当する金額とする。

（ロ）転換価額の修正

転換価額は、平成28年10月1日から平成36年10月1日まで、毎年10月1日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ45取引日（以下本要項において「取引日」というときは終値のない日を除く。）目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社名古屋証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。以下「修正後転換価額」という。）に修正される。なお、上記の時価算定期間内に、下記（ハ）で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、下記（ハ）に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の70%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。ただし、下記（ハ）により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の130%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。以下「上限転換価額」という。ただし、下記（ハ）により調整される。）を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

（ハ）転換価額の調整

a 転換価額は、平成27年10月1日以降、下記bに掲げる各事由により、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{既発行・普} \\ \text{通株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{c} \text{新発行・処分} \\ \text{普通株式数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{1株あたりの} \\ \text{発行・処分価額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{1株あたりの時価} \end{array}} \\ \frac{\begin{array}{c} \text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数} \end{array}}$$

b 転換価額調整式により第1種優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

（i）下記e（ii）に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合（ただし、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使による場合を除く。）。

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

（ii）株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、剰余金が

ら資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該剰余金の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、上記ただし書において、株式の分割のための株主割当日の翌日から当該剰余金の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \frac{\text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(iii) 下記 e (ii) に定める時価を下回る当初価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権若しくは新株予約権付社債のすべてが当初の転換価額で転換されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

c 当社は、上記 b に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

() 株式の併合、資本の減少、会社法第762条に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

d 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

e (i) 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

(ii) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日（ただし、上記 b (ii) ただし書きの場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社名古屋証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

(iii) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、または株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記 b (ii) の場合には、転換価額調整式に使用する新発行・処分普通株式数は、株主割当日における当社の有する当社の普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(二)上記(ロ)または(ハ)により転換価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を第1種優先株主に通知する。ただし、上記(ハ) b (ii)ただし書に示される株式の分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(ホ)転換により発行すべき普通株式数

第1種優先株式の転換により発行すべき当社普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第1種優先株主が転換請求のために提出した第1種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ヘ) 転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(ト)転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書及び第1種優先株式の株券が上記(ヘ)に記載する転換請求受付場所に到着した時に発生する。ただし、第1種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

(6)取得条項に関する定め

買い受けまたは買入取得

イ当社は、法令の定めに従って当社の取締役会が別に定める日が到来したときに、第1種優先株式を買い受けまたは剰余金により買い入れて取得することができる。

ロ取得価額は1株につき500円とする。

強制償還

イ当社は、平成27年10月1日以降、当社の取締役会が別に定める日が到来したときに、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社の選択により、第1種優先株式の全部または一部を償還することができる。

ロ償還価額は、第1種優先株式1株につき、500円とする。

ハ一部償還するときは、抽選の方法により行う。

普通株式への強制転換

イ転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第1種優先株式は、同期間の末日の翌日以降、当社の取締役会が別に定める日（以下「強制転換日」という。）が到来したときに500円を強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社名古屋証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（以下「強制転換価額」という。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、強制転換価額の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

この場合、強制転換価額が当初転換価額の70%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。以下「下限強制転換価額」という。）を下回るときは、500円を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となり、強制転換価額が当初転換価額の130%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。以下「上限強制転換価額」という。）を上回るときは、500円を当該上限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。

ロ前項の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合

の場合に準じてこれを取り扱う。

(7)期中転換または強制転換があった場合の取扱い

第1種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、転換の請求または強制転換がなされた日の属する事業年度の初日に転換があったものとみなしてこれを支払う。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年12月31日	—	13,111,190	—	1,502,459	—	1,000,000

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 4,000,000	—	「1株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「発行済株式」の注記参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 191,000	—	1 単位(1,000株)の株式(注4)
	(相互保有株式) 普通株式 30,000	—	同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,430,000	8,430	同上
単元未満株式	普通株式 460,190	—	1 単位(1,000株)未満の株式(注4)
発行済株式総数	13,111,190	—	—
総株主の議決権	—	8,430	—

- (注) 1 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成24年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。
- 2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が4,000 株(議決権4 個)含まれております。
- 3 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己保有株式734株が含まれております。
- 4 普通株式は、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

【自己株式等】

平成24年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 天龍木材株式会社	静岡県浜松市東区材木町 38番地	191,000	—	191,000	1.5
(相互保有株式) プライムトラス株式会社	東京都江東区木場二丁目 15番12号	30,000	—	30,000	0.2
計	—	221,000	—	221,000	1.7

- (注) プライムトラス㈱の相互保有株式30,000株については、当第3四半期会計期間においてプライムトラス株式を売却したことに伴い、平成24年12月31日現在では相互保有株式に該当しなくなりました。なお、当第3四半期会計期間末の自己株式数は、193,176株であります。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成24年10月1日から平成24年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年 3 月31日)	当第 3 四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	856,031	827,222
受取手形及び売掛金	2 4,825,377	2 4,716,189
商品及び製品	2,470,771	2,570,180
仕掛品	32,900	91,085
原材料及び貯蔵品	250,306	281,486
前渡金	278,133	203,099
その他	248,438	204,318
貸倒引当金	375,033	382,248
流動資産合計	8,586,924	8,511,334
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	366,730	405,417
機械装置及び運搬具（純額）	57,010	51,444
土地	3,142,318	3,142,430
山林	483,503	487,993
リース資産（純額）	282,891	267,010
建設仮勘定	41,055	294
その他（純額）	3,249	3,537
有形固定資産合計	4,376,760	4,358,127
無形固定資産		
その他	22,051	20,990
無形固定資産合計	22,051	20,990
投資その他の資産		
投資有価証券	359,850	153,192
長期貸付金	102,479	143,194
破産更生債権等	1,121,037	999,808
その他	562,970	546,185
貸倒引当金	1,081,182	945,778
投資その他の資産合計	1,065,155	896,602
固定資産合計	5,463,967	5,275,720
資産合計	14,050,891	13,787,054

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2 3,394,953	2 2,728,672
短期借入金	7,965,125	8,731,326
リース債務	58,947	55,776
未払法人税等	17,708	11,994
賞与引当金	12,400	2,396
その他	217,680	159,579
流動負債合計	11,666,814	11,689,744
固定負債		
長期借入金	1,370,474	1,039,200
リース債務	241,208	222,277
繰延税金負債	9,662	7,003
退職給付引当金	240,642	251,112
資産除去債務	12,594	12,715
その他	4,570	4,570
固定負債合計	1,879,151	1,536,879
負債合計	13,545,966	13,226,624
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,502,459	1,502,459
資本剰余金	1,000,000	1,000,000
利益剰余金	1,966,975	1,915,733
自己株式	15,794	14,601
株主資本合計	519,690	572,125
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	15,341	10,469
繰延ヘッジ損益	590	1,572
為替換算調整勘定	29,516	23,737
その他の包括利益累計額合計	14,765	11,695
純資産合計	504,924	560,429
負債純資産合計	14,050,891	13,787,054

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
売上高	11,571,919	12,272,546
売上原価	10,354,377	11,069,977
売上総利益	1,217,541	1,202,569
販売費及び一般管理費	959,607	993,935
営業利益	257,934	208,634
営業外収益		
受取利息	2,348	2,357
受取配当金	10,576	11,437
為替差益	-	4,746
持分法による投資利益	13,631	3,320
その他	4,988	25,426
営業外収益合計	31,543	47,287
営業外費用		
支払利息	140,953	145,997
為替差損	1,154	-
その他	50,263	63,119
営業外費用合計	192,371	209,116
経常利益	97,106	46,805
特別利益		
固定資産売却益	105,186	-
関係会社株式売却益	-	4,700
補助金収入	-	89,260
特別利益合計	105,186	93,960
特別損失		
固定資産除売却損	4,088	330
投資有価証券評価損	-	2,752
固定資産圧縮損	-	76,024
災害損失	10,018	-
退職給付制度改定損	973	-
特別損失合計	15,080	79,108
税金等調整前四半期純利益	187,212	61,658
法人税、住民税及び事業税	14,163	10,471
法人税等調整額	256	55
法人税等合計	13,906	10,416
少数株主損益調整前四半期純利益	173,306	51,242
四半期純利益	173,306	51,242

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	173,306	51,242
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	8,812	4,871
繰延ヘッジ損益	1,229	2,162
為替換算調整勘定	10,673	5,778
その他の包括利益合計	20,714	3,069
四半期包括利益	152,591	54,311
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	152,591	54,311
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
(持分法適用の範囲の重要な変更) 当第3四半期連結会計期間において、持分法適用関連会社でありましたプライムトラス(株)は、保有株式の全部を売却したことに伴い持分法適用の範囲から除外しております。

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これによる当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
受取手形割引高	1,949,316千円	2,116,481千円

2 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
受取手形	6,594千円	4,039千円
支払手形	231,374千円	177,591千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
減価償却費	79,804千円	82,119千円
のれんの償却額	714千円	—千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結損益計算書計上額 (注)3
	木材事業	建材事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	8,992,045	1,783,689	10,775,734	796,184	11,571,919	—	11,571,919
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	1,252	1,252	1,252	—
計	8,992,045	1,783,689	10,775,734	797,437	11,573,171	1,252	11,571,919
セグメント利益又は損失()	291,721	44,341	247,380	10,553	257,934	—	257,934

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、プレカット事業及び不動産賃貸等事業を含んでおります。

2 調整額はセグメント間取引の消去であります。

3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連 結損益計 算書計上 額(注)3
	木材事業	建材事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	9,651,447	1,860,701	11,512,148	760,398	12,272,546	—	12,272,546
セグメント間の内部売上高 又は振替高	69,625	—	69,625	13,984	83,610	83,610	—
計	9,721,072	1,860,701	11,581,774	774,383	12,356,157	83,610	12,272,546
セグメント利益又は損失()	241,316	72,224	169,092	39,541	208,634	—	208,634

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、プレカット事業及び不動産賃貸等事業を含んでおります。

2 調整額はセグメント間取引の消去であります。

3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更したため、報告セグメントの減価償却の方法を改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

これによる当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年12月31日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	19円41銭	5円75銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	173,306	51,242
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	173,306	51,242
普通株式の期中平均株式数(株)	8,927,556	8,914,587
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	5円1銭	1円40銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	25,641,026	27,777,778
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 2 月13日

天龍木材株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 宮 紳 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加 山 秀 剛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている天龍木材株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成24年10月1日から平成24年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、天龍木材株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

-
- (注) 1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。